

## 令和2年度健康診断補助の例外的な取扱いについて

### 【変更内容】

未受診項目があった場合は、必須項目を満たす健診コースの補助上限額までを補助する。

(ただし被扶養者巡回健診は除く)

○人間ドック受診時に一部検査をキャンセルした場合

生活習慣病健診の必須項目を満たしている → 上限15,000円まで補助

生活習慣病健診の必須項目を満たしていない → 上限7,000円まで補助

○生活習慣病健診受診時に一部検査をキャンセルした場合 → 上限7,000円まで補助

○一般健診受診時に一部検査をキャンセルした場合 → 上限7,000円まで補助

### 【実施時期】

令和2年4月実施分より

### 【注意事項】

- ・健康診断当日、体調不良等により一部の検査が中止となった場合は後日、同一の健診機関で健康診断として受診してください。
- ・過去に未実施項目があり、健保が満額補助した場合であっても、令和2年度以降、上記補助額に変更となります。

例：生活習慣病健診・人間ドックにおいて

妊娠中のため胃の検査をキャンセルした場合・・・上限：7,000円の補助